

平成 22 年 度

北海道大学大学院水産科学院

(博士後期課程)

学 生 募 集 要 項

北 海 道 大 学

北海道大学大学院水産科学院の目的

水産科学院は、海洋・水圏の環境、資源、生命、産業に関する大学院教育により、高度な研究能力、広い視野、地球規模の行動力を持つ、創造的で意欲ある人材の養成を行う。そのために、海洋・水圏の生物資源の持続的生産とそれらの効率的利用、さらにそれらを保証する海洋生態系の保全の基礎と応用を総合的に考究する学問体系としての水産科学の修得を目的とする。

アドミッション・ポリシー

【大学院の理念】

北海道大学大学院水産科学院は、人類社会の持続的発展のため、海洋・水圏の生態系の保全、生物資源の持続的生産とそれらの効率的利用を考究することを理念とする。そのために、人類の共有財産である海洋・水圏の生物資源の持続的生産とそれらの効率的利用、さらにそれらを保証する海洋生態系の保全の基礎と応用を総合的に考究する学問体系としての水産科学の修得を目的とする。

【教育目標】

水産科学院では、海洋・水圏の環境、資源、生命、産業に関する大学院教育により、高度な研究能力、広い視野、地球規模の行動力を持つ、創造的で意欲ある人材の育成を目指し、下記の教育目標の達成に取り組む。

- 1) 水圏の豊かな生物生産を保証する多様性に富む水圏環境の保全と人類存続のための資源利用という相対する命題の調和を図る意欲のある人材を養成する。
- 2) 水圏生物の特異な生命機能、生体機能の科学的究明と理解を通じて、水圏生物資源の多面的、効率的利用と人類社会への還元を行うための高度な知識と技術、および行動力を身に付けた人材を養成する。

【求める学生像】

- ・水産科学院の教育目標を達成するに十分な資質を持っている学部卒業生
- ・日本の先端的水産科学を学ぼうと希望する海外からの優秀な大学院志望者

平成22年度北海道大学大学院水産科学院（博士後期課程）の学生を次のとおり募集します。

1 募集定員 35名

専攻名	講座名	募集定員
海洋生物資源科学専攻	海洋生物学講座 資源生物学講座 海洋環境科学講座 海洋資源計測学講座 海洋産業科学講座 資源保全管理戦略講座	17名
海洋応用生命科学専攻	増殖生物学講座 育種生物学講座 海洋生物学講座 生物資源化学講座 生物資源利用学講座 安全管理生命科学講座	18名

2 出願資格

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び平成22年3月までに修士課程修了見込みの者
 - (2) 外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成22年3月までに授与される見込みの者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成22年3月までに授与される見込みの者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成22年3月までに授与される見込みの者
 - (5) 文部科学大臣が指定した者（平成元年文部省告示第118号）
 - (ア) 「大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者」
 - (イ) 「外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者」
- ※(6) その他本学院において、個別の入学資格審査を行い、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で平成22年3月31日までに24歳に達する者

注) ※印は高等専門学校・短期大学の卒業生、専修学校・各種学校の卒業生、外国人学校の卒業生などで大学卒業資格を有していない者

3 出願資格事前審査申請手続等

「2 出願資格」の(2), (3), (4), (5)及び(6)により出願しようとする者は、願書を受理する前に出願資格に関する事前審査を行うので、**平成21年11月20日(金)から平成21年11月27日(金)までに、「5 出願書類等」のうち④及び⑤を除いたものと、出願者の宛先を明記した「出願資格事前審査結果通知用封筒(80円切手貼付)」を添えて本学院に願書を出してください。**(受付時間 土・日・祝日を除く平日、午前9時～午後6時)

※出願資格事前審査の結果については、平成21年12月中旬に通知を郵送するので、出願資格を認められた者は、「4 願書受理期間」中に「6 検定料」を納入してください。

(検定料の納入が確認できない場合は、願書を受理しません。)

4 願書受理期間

平成21年12月16日(水)～平成21年12月24日(木)

(受付時間 土・日・祝日を除く平日、午前9時～午後6時)

ただし、郵送の場合は12月24日(木)までの受付局日附印(速達書留に限る)のあるものは受理します。

5 出願書類等

	出願書類等	注意事項
①	入学願書・履歴書・受験票・写真票 (本学院所定の用紙)	写真は、出願前3ヶ月以内撮影の正面半身脱帽のものを貼ること(縦4.5cm×横3.5cm)
②	志望理由書 (所定の用紙)	本学大学院水産学研究科、水産科学研究科及び水産科学院修了(見込)者は提出不要
③	修士課程修了(見込)証明書	本学大学院水産学研究科、水産科学研究科及び水産科学院修了(見込)者は提出不要
④	修士論文写 3部	平成22年1月26日(火)まで必着 本学大学院水産学研究科、水産科学研究科及び水産科学院修了(見込)者は提出不要
⑤	修士論文要旨 3部 (3,000字以内) ※英文の場合は1,500ワード程度	平成22年1月26日(火)まで必着 本学大学院水産学研究科、水産科学研究科及び水産科学院修了(見込)者は提出不要
⑥	受験票送付用封筒(所定の封筒)	志願者の郵便番号、住所及び氏名を明記し、380円切手(簡易書留料金を含む)を貼ること。 ※本学水産科学院在学生のうち、研究室宛に郵送を希望する者は、所属講座、指導教員名、志願者氏名を明記のうえ提出すること(切手貼付不要)

6 検定料 30,000円

所定の用紙で銀行又は郵便局で振込み、「E:検定料受付証明書」を入学願書に貼り付けて提出してください(下記参照)。**郵便為替や現金では検定料の受理はいたしません**ので充分注意してください。
※本学大学院の修士課程(博士前期課程)を修了見込みの者は検定料の納付を要しません。

(1) 検定料の振込方法について

① 別添「払込書」の※欄に、志願者本人の住所・氏名(漢字、フリガナ)、電話番号を黒のボールペンで正確に記入し、**銀行又は郵便局の窓口で振り込んでください。**
【注意: ATM(現金自動預払機)は使用不可】

② 窓口で振込をすると、「郵便振替払込金受領証」及び「E:検定料受付証明書(郵便振替払込受付証明書(お客さま用))」が渡されますので、必ずその場で**「受付局日附印」が押印されているか確認してください。**
【注意: 「受付局日附印」が押印されていないと願書は受理できません。】

③ **「受付局日附印」の押印された「E:検定料受付証明書」を入学願書の貼付欄にしっかりと貼り付けたうえ提出してください。**
 なお、出願資格事前審査を受けられた受験予定者につきましては、審査の結果出願資格が認められ次第、「E:検定料受付証明書」のみ別途提出してください。

(2) 既納の検定料は次の場合を除き、いかなる理由があっても返還できませんので注意願います。

① 検定料を払い込んだが、本学院に出願しなかった(出願書類を提出しなかった又は出願が受理されなかった)場合 ② 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

※返還の請求方法

返還に必要な書類を郵送いたしますので、教務担当までご連絡願います。

なお、払い戻しには相当の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。

また、出願が受理されなかった場合については、本学院から別途必要書類を郵送いたします。

7 出願手続

前項5及び6の書類等を取り揃え、所定の期間内に本学院あて提出してください。郵送の場合は**速達書留**とし、封筒に「**大学院博士後期課程入学願書在中**」と**朱書き**してください。

8 入学者選抜方法

学科試験、修士論文講演、口述試験等の結果を総合して決定します。

9 試験日程

月 日 (曜)	科 目	試験時間	試 験 場 所
1月28日 (木)	外 国 語	13:00~15:00	函館市港町3丁目1番1号 北海道大学大学院水産科学院
1月29日 (金)	修士論文講演 (講演時間20分)	13:00~	
	口述試験		

10 合格者の発表

平成22年2月5日 (金) 午後4時 本学院管理研究棟1階ロビーに掲示するとともに本人あて通知します。

11 入学料及び授業料

(1) 入学料 282,000円 (予定額)

※本学大学院の修士課程(博士前期課程)を修了し、引き続き博士後期課程に進学する者については、入学料の納付を要しません。

(2) 平成22年度前期分授業料 267,900円 (年額535,800円) (予定額)

(注) 上記の納付金は予定額であり入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改訂時から新たな納付金が適用されます。

12 入学手続き

入学手続きに関しては、平成22年2月中旬に合格者に対して通知しますが、入学手続き期間中に入学料を納入することとなります。平成22年度前期分授業料については、5月に別途納入していただくこととなります。

13 個人情報の取扱いについて

- (1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期しています。
- (2) 出願書類に記載されている氏名、性別、生年月日、住所その他の個人情報は、①入学者選抜、②合格発表、③入学手続き、④入学者選抜方法等における調査、⑤及びこれらに付随する業務を行うために利用します。
- (3) 各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者(以下「受託業者」という)において行うことがあります。業務委託に当たり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報の全部又は一部が提供されます。
- (4) 出願に当たってお知らせいただいた個人情報は、合格者のみ入学後の①教務関係(学籍、修学指導等)、②学生支援関係(健康管理、奨学金申請等)、③授業料等に関する業務を行うために利用します。
- (5) (4)の個人情報のうち、氏名、住所に限って、北大フロンティア基金及び本学関連団体である①財団法人北海道大学クラーク記念財団、②北水同窓会からの連絡を行うために利用する場合があります。

14 その他

- (1) 出願書類は北海道大学函館キャンパス事務部教務担当で交付します。
郵送を希望する者は、宛名を明記し140円切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封のうえ申し込んでください。（請求の際は、「博士後期課程募集要項請求」と明記のうえ郵送願います。）
- (2) 身体に障がいのある場合又は病気や怪我等で受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願の際に函館キャンパス事務部教務担当へ申し出てください。
- (3) 出願書類の記載事項が事実と相違する場合、入学許可後であっても入学を取り消すことがあります。
- (4) 出願書類の受理は受験票送付をもってその証とします。
（受験票は平成22年1月上旬発送予定です）
- (5) 学院の概要、その他詳細は本学院ホームページ（<http://www2.fish.hokudai.ac.jp>）をご参照願います。

平成21年11月

北海道大学大学院水産科学院
041-8611 函館市港町3丁目1番1号
函館キャンパス事務部教務担当(0138)40-5623
kyoumu@fish.hokudai.ac.jp
<http://www2.fish.hokudai.ac.jp>

長期履修学生制度について

長期履修学生制度は、職業等を有しているなどの事情により、本学院の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨申し出たときは、個別に審査のうえ、その計画的な履修を認めることができる制度です。制度の概要等は以下のとおりですが、詳細については教務担当まで照会してください。なお、申請に当たっては事前に指導予定教員とよくご相談願います。

1. 長期履修の対象者

- (1) 官公庁、企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）又は自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者
- (2) 本学院において、アルバイト、パートタイム等の職業に就いている者で、その負担により修学に重大な影響があると認められた者
- (3) 本学院において、育児、親族の介護等上記(2)に準ずる負担により、修学に重大な影響があると認められた者

2. 長期履修期間

- | | | |
|------------------|------|------------|
| (1) 博士前期課程（修士課程） | 4年以内 | （標準修業年限2年） |
| (2) 博士後期課程 | 6年以内 | （標準修業年限3年） |

なお、本学院において休学を許可することができる期間は、博士前期課程（修士課程）は2年間、博士後期課程は3年間です。

3. 授業料

長期履修に係る授業料は、基本的には標準修業年限の授業料の総額を、認められた長期履修期間で除して得た額です。

$$\text{長期履修者の授業料の年額} = \text{在学する当該年度の授業料の年額} \times \frac{\text{標準修業年限}}{\text{認められた長期履修期間（年）}}$$

4. 長期履修の手続

長期履修を希望する者は、長期履修申請書および長期履修計画書に長期履修が必要であることを証明する書類等を添え、平成21年12月16日（水）～12月24日（木）まで出願書類と一緒に提出してください（申請書類は教務担当窓口にあります）。

なお、長期履修学生の認定の可否は、入学試験合格者にのみ（合格通知と併せて）通知します。

5. 長期履修期間の短縮又は延長

本学院において必要と認めるときは、在学する課程において1回に限り認めることができます。延長が認められる期間は「2. 長期履修期間」の範囲内で、短縮が認められる期間は標準修業年限に1年を加えた期間までです。

6. 留意点

- (1) 一度長期履修学生として適用された者は、在学の途中において長期履修の解消は認められません。
- (2) 長期履修学生制度は、学院において標準修業年限に従って編成する教育課程の期間を超えて在学することを個別の履修計画等に基づき、慎重に審査されるものであり、大学院通則第22条又は第23条に定める、優れた研究業績を上げたことによる標準修業年限の短縮修了は適用されません。